

学社会福祉学部の吉永純教授が提出した「意見陳述書」に基づき、パワーポイントで主要争点の検証を行いました。

この意見書は、面接記録に基づいて三郷市福祉事務所の対応について論じたもので、要旨としては、

一、一貫して原告による保護申請は行われている。原告には要保護性が認められる。

二、保護開始後は、被

告は、住宅扶助を支給すべきだった。また、葛飾区への転居指導を行うべきではなかった。さらに、転居先の葛飾区福祉事務所へ移管通知をすべきだった。というもので、三郷市の不当性が明らかになる説明がされました。

パワーポイント終了後、裁判長が被告に対して、「平成一七年二月一日の時点で被告は要保護性を否定しているが、平成一八年六月

二一日の申請の受理時点で、比べてどこが変化したのですか。」と事情の変化を質問しました。三郷市は「長男が転居したこと。車を処分したこと。さらには

「そこで初めて書類の申請があったこと」と返答し、弁護団のみならず、傍聴席からも怒りとも呆れともとれる声が続きました。

裁判終了後の裁判報告会でも、弁護団から裁判長が被告に対して、裁判の中身に対して質問をしたことは、「裁判長に変化がみられた質問」ということで報告がありました。

また、三郷市の保護行政の変化として、〇七年四月の三郷市の保護率は、六・八%だったものが、〇八年四月は七・七%になり、市の平均保護率の七・五%を上回って生活保護を支給しています。一概には言えませんが、裁判と私たちの運動の影響が、反映されているのではと考えられます。

最後に、次回も裁判傍聴にご協力いただけますようお願いいたします。

傍聴抽選は、九時三十分です。多くの支援者をお待ちしています。

### 三郷市での学習会開催

三郷市の「支援する会」の仲間が中心となり、裁判と同日の二四日(水)午後七時より「三郷生保裁判学習会」を開催し、市内各地より二〇名の支援者が集まりました。

あいさつにたった代表世話人の津村さん(三郷社保協・会長)は「この裁判の動向と行方は全国からも注目されており、支援の輪

が広がっています。」とのこと。さらに「裁判に勝利するためには、学習や宣伝を通して、多くの市民に広げていくことが大事。市の保護行政は、憲法二五条に違反するもので、我々が力を尽くせば必ず勝利できる」との挨拶がありました。

その後、参加者から三郷市の生活保護行政についての実態報告があり、共通していたのは「裁判後は窓口の対応が良くなった」ということで、裁判を起こした意味があったことが、確認されました。

その後、吉廣弁護士から裁判の意義と経過が報告され、最後に改めてこの裁判への支援のお願いがあり、終了となりました。



9月24日 三郷市の「支援する会」学習会



裁判終了後の報告会で、説明を聞く支援者

二一日の申請の受理時点で、比べてどこが変化したのですか。」と事情の変化を質問しました。三郷市は「長男が転居したこと。車を処分したこと。さらには

最後に、次回も裁判傍聴にご協力いただけますようお願いいたします。



講師の吉廣弁護士

## 第六回口頭弁論と宣伝の日程

日時：〇八年一月二六日(水)

午前一〇時〇〇分〜一〇時三〇分

傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\* 弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★ 当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\* 時間は午前八時〜午前九時